

浜松市告示第67号

浜松市営住宅使用料等のコンビニエンスストア収納業務の指定公金事務取扱者の告示について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次に係る者を指定公金事務取扱者として指定し、浜松市営住宅使用料等のコンビニエンスストア収納業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年2月6日

浜松市長 中野 祐介

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社電算システム

(2) 住所（所在地）

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

2 指定公金事務取扱者に委託した歳入

(1) 市営住宅使用料

(2) 駐車場使用料

(3) 共益費

3 指定公金事務取扱者に指定した及び委託した日

(1) 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年2月6日

(2) 浜松市営住宅使用料等のコンビニエンスストア収納業務を委託した日

令和7年10月31日